

民事介入暴力

民暴相談のしおり



暴力団追放! 三ない運動
暴力団を恐れない
暴力団に金を出さない
暴力団を利用しない

公益財団法人

暴力団追放沖縄県民会議
沖縄 縄 県 警 察

具体的対応要領

暴力団関係者等が来訪した際の応接方法について具体的にご説明します。
暴力団等につけいる隙を与えないよう、セキュリティの基本として社員
の皆さんに周知・実践していただくことをお勧めします。



- 1 来訪者のチェックと連絡**

受付係員又は窓口員は、来訪者の氏名等の確認と用件及び人数を把握して、対応責任者に報告し、応接室等に案内する。
- 2 相手の確認と用件の確認**

落ち着いて、相手の住所、氏名、所属団体名、電話番号を確認し、用件の確認をすること。代理人の場合は、委任状の確認を忘れないように。
- 3 応対場所の選定**

素早く助けを求めることができ、精神的に余裕をもって対応できる場所（自社の応接室）等の管理権の及ぶ場所。暴力団等の指定する場所や、組事務所には出向かないこと。やむをえず出向かざるをえない時は、警察に事前・事後連絡をする。
- 4 応対の人数**

相手より優位に立つための手段として、可能な限り相手より多い人数で応対し、役割分担を決めておく。
- 5 応対時間**

可能な限り短くすること。最初の段階で「何時までならお話を伺います」などと告げて応対時間を明確に示すこと。応対時間が過ぎても退去しない場合は、不退去罪での被害届を出す旨を告げ、警察へ連絡する。
- 6 言動に注意する**

暴力団員は、巧みに論争に持ち込み、応対者の失言を誘い、又は言葉尻をとらえて厳しく糾弾してきます。「申し訳ありません」、「検討します」、「考えてみます」などは禁物です。
- 7 書類の作成・署名・押印**

暴力団は「一筆書けば許してやる」などと詫言や念書等を書かせたがりますが、後日金品要求の材料などに悪用します。また、暴力団員等が社会運動に名を借りて署名を集めることがありますので署名や押印は禁物です。
- 8 トップは対応させない**

いきなりトップ等の決裁権を持った者が応対すると、即答を迫られますし、次回以降からの交渉で「前は社長が会った。お前ではだめだ。社長を出せ、社長が会わない理由を言え」などと喰ってかかれます。
- 9 即答や約束はしない**

暴力団員の応対は、組織的に実施することが大切です。相手の要求に即答や約束はしないことです。暴力団員は、企業の方針の固まらない間が勝負の分かれ目と考えて執拗に、その場で回答を求めます。
- 10 湯茶の接待をしない**

湯茶を出すことは、暴力団員が居座り続けることを容認したことになりかねません。また、湯飲み茶碗等を投げつけるなど、脅しの道具に使用されることがあります。歓迎するお客さんではありませんので、接待は不要です。
- 11 応対内容の記録化**

電話や面談の応対内容は、犯罪検挙や行政処分、民事訴訟の証拠として必要です。相手に明確に告げて、メモや録音、ビデオ撮影をする。
- 12 機を失せず警察に通報**

不要なトラブルを避け、受傷事故を防止するため。平素の警察、暴追センターとの連携が早期解決につながります。

暴力団対策法で禁止されている21の行為

暴力的要求行為
準暴力的要求行為

1 口止め料を要求する行為

企業や団体の不正な経営内容や異性問題のスキャンダル等、人に知られていない事実の宣伝又は公表にかこつけて、口止め料として金品等を要求する行為



2 寄附金や賛助金等を要求する行為

寄附金・賛助金、その他名目のいかんを問わず、みだりに金品等の贈与を要求する行為



3 下請参入等を要求する行為

建設工事等の請負業務に関連して、その発(受)注者が拒絶しているにもかかわらず、下請参入、資材の納入等の受入れを要求する行為



4 みかじめ料を要求する行為

風俗営業や飲食店等に対し、縄張内であいさつ料・みかじめ料等名目のいかんを問わず金品を要求する行為



5 用心棒料等を要求する行為

日常業務用の物品購入、興行の入場券・パーティ券等の購入、用心棒料等を要求する行為



6 利息制限法に違反する高金利の債権を取り立てる行為

金銭を目的とする消費貸借上の債務で、利息制限法に定める利息の制限額を超える利息の支払を伴うものについて、債務者に対し、履行を要求する行為



7 不当な方法で債権を取り立てる行為

人から依頼を受け、報酬を得て又は報酬を得る約束をして、債務者に対し、乱暴な言動を交えたり、迷惑を覚えさせるような方法で訪問したり、電話をかけるなどして債権を不当に取り立てる行為



8 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為

金銭を目的とする消費貸借上の債務や家賃、購入した物品の代金等の全部又は一部の免除や履行の猶予をみだりに要求する行為



9 不当な貸付け及び手形の割引を要求する行為

金銭貸付業者以外の者に対して、みだりに金銭の貸付け、手形割引等を要求し、又は金銭貸付業者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、貸付け、手形割引等を要求する行為



10 不当な信用取引を要求する行為

証券会社に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、有価証券の信用取引を行うこと、又は著しく有利な条件により有価証券の信用取引を行うことを要求する行為



11 不当な株式の買取り等を要求する行為

株式会社に、みだりに自己株式の買取り又はそのあっせんを要求したり、株式会社の取締役、監査役、株主に対しその者が拒絶しているにもかかわらず、買取り、あっせんを要求する行為



12 不当な地上げをする行為

正当に使用する権利に基づいて、建物やその敷地を使用している者に対し、その意思に反して、明渡しを要求する行為



13 土地・家屋の明渡し料等を不当に要求する行為

土地、建物を占拠したり、自己の氏名を表示したり(支配の誇示)して、所有者、担保権者等が拒絶しているにもかかわらず、支配の誇示をやめることの見返りとして明渡し料等を要求する行為



14 交通事故等の示談に介入し、金品等を要求する行為

依頼を受け、報酬を得て、又は報酬を得る約束をして、交通事故等の示談交渉を行い、損害賠償として金品を要求する行為



15 因縁を付けての金品等を要求する行為

買った商品、受けたサービスの欠陥等を口実に損害賠償等の名目で、あるいは有価証券の売買で損害を被ったと因縁を付けて損失補てんを要求する行為



16 許認可等をすることを要求する行為

行政庁に対し、許認可等の要件に該当しないのに許認可等をするよう要求したり、不利益処分の要件に該当するのに不利益処分をしないよう要求する行為



17 許認可等をしないことを要求する行為

行政庁に対し、許認可等の要件に該当するのに許認可等をしないよう要求したり、不利益処分の要件に該当するのに不利益処分をするよう要求する行為



18 公共工事の入札に参加させることを要求する行為

国・地方公共団体等が行う入札に関して、参加資格がない者や指名基準に適合しない者を入札に参加させるよう要求する行為



19 公共工事の入札に参加させないことを要求する行為

国・地方公共団体等が行う入札に関して、参加資格がある者や指名基準に適合する者を入札に参加させないよう要求する行為



20 公共工事の契約の相手方としないことを要求する行為

国・地方公共団体等が発注する公共工事に、特定の者を当該工事契約の相手方としないようみだりに要求する行為



21 公共工事の契約の相手方に対する指導等を要求する行為

国・地方公共団体等に対し、公共工事の契約の相手方に、下請等の発注や資材・物品を納入等させるよう指導・助言等することをみだりに要求する行為



平素の準備と心構え

平素の準備

1. トップの危機管理意識

- トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。
- 担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。



2. 社内の体制づくり



- あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておく、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。
- 対応責任者は、組織を代表して応対に当たることから、組織としての回答を準備しておく。
- 応対する応接室を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

- 反社会的勢力を排除するために契約書や取引約款に「暴力団排除条項」を導入すること。

3. 警察・暴追センターとの連絡

- 平素から警察や暴追センター、弁護士等などとの連携を密に保ち、事案の発生に備え、担当窓口を設けておく。



心構え

1. 恐れず毅然とした態度

- 暴力団員は、警察に通報されることを最も恐れています。暴力団員を必要以上に恐れることなく、暴力団排除の信念と気迫が感じ取れる態度で対応しましょう。



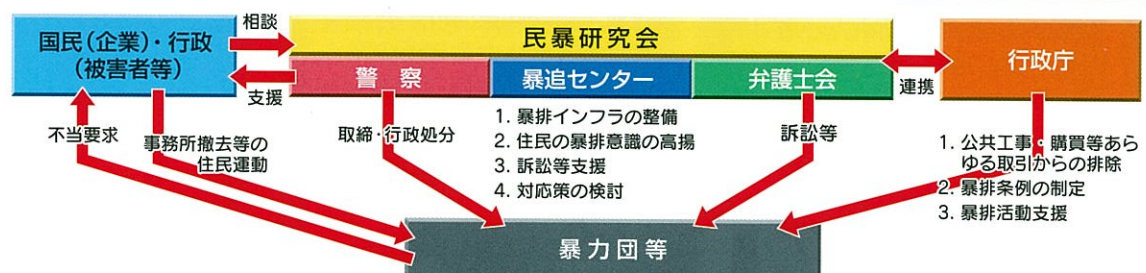
2. 法律、社会のルールにのっとり解決

- 水面下での解決を図ることなく、必ず法律や社会のルールにのっとり、解決を図りましょう。

3. 冷静にして、根気強い対応

- 暴力団員の挑発にのることなく、また、逆に挑発することなく、冷静にしかも根気強く対応しましょう。

民暴研究会における暴追センターの役割



各都道府県警察、単位弁護士会民事介入暴力対策委員会、暴追センターの3者は、「民暴研究会」を設置して相互に協力し、暴力団の不当要求による被害の防止や被害者の救済をはじめ各種暴排活動を効果的に進めている。

【暴力排除活動における暴追センターの役割】

1. 民間暴排組織の活動を支援。(暴排インフラの整備)
2. 組事務所撤去活動等、住民運動を支援。(住民の暴排意識の高揚)
3. 民事訴訟費用、組事務所買取り費用等の一部を支援。(訴訟等支援)
4. 暴力相談を受理し、必要により警察、弁護士会との3者による協議会等の開催を働きかけ。(3者協定の立ち上げ)
5. 相談内容に応じて行政や関係機関等への連絡・調整等、パイプ役となる。(行政、関係機関への通報)

暴力追放運動推進センターの主な活動



- | | |
|--------------------------|---|
| 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動 | 5 少年への暴力団からの働きかけを排除する活動 |
| 2 民間組織が行う暴力追放活動を助ける活動 | 6 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動 |
| 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動 | 7 暴力団員の不当な行為による被害者への支援活動 |
| 4 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動 | 8 その他の活動
・不当要求防止責任者講習の実施
・各種資機材の貸出し |

最寄りの各センターに ご相談ください。

各センターでは、暴力追放相談委員（弁護士、少年指導委員、保護司、警察OB）が暴力団に関することをアドバイスしています。

一人で悩まず、最寄りのセンター、または警察にご相談ください。

～ご相談は無料。秘密は厳守いたします～



暴力相談の現場

暴力追放運動推進センター 一覧表

都道府県	名 称	住 所	電 話 番 号
北海道	北海道暴力追放センター	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7-1-1 道庁緑苑ビル庁舎	011-271-5982
青森県	暴力追放青森県民会議	〒030-0801 青森市新町2-2-7 青銀新町ビル内	017-723-8930
岩手県	岩手県暴力団追放県民会議	〒020-0022 盛岡市大通り1-2-1 県産業会館サンビル内	019-624-8930
宮城県	宮城県暴力団追放推進センター	〒980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館内	022-215-5050
秋田県	暴力団壊滅秋田県民会議	〒010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	018-824-8989
山形県	山形県暴力追放運動推進センター	〒990-0041 山形市緑町1-9-30	023-633-8930
福島県	暴力団根絶福島県民会議	〒960-8115 福島市山下町5-28 福島県警察山下庁舎内	024-533-8930
茨城県	茨城県暴力追放推進センター	〒310-0011 水戸市三の丸1-5-38 県三の丸庁舎内	029-228-0893
栃木県	栃木県暴力追放県民センター	〒320-0033 宇都宮市本町12-11 栃木会館地下	028-627-2600
群馬県	群馬県暴力追放運動推進センター	〒371-0836 前橋市江田町448-11 県警本部江田町庁舎内	027-254-1100
埼玉県	埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター	〒330-8533 さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎内	048-834-2140
千葉県	千葉県暴力団追放県民会議	〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内	043-254-8930
東京都	暴力団追放運動推進都民センター	〒101-0047 千代田区内神田1-1-5	03-3291-8930
神奈川県	神奈川県暴力追放推進センター	〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4 県警本部庁舎内	045-201-8930
新潟県	新潟県暴力追放運動推進センター	〒950-0981 新潟市中央区堀之内32 JA新潟市鳥屋野支店内	025-241-8110
山梨県	山梨県暴力追放運動推進センター	〒400-0031 甲府市丸の内1-5-4 恩賜林記念館内	055-227-5420
長野県	長野県暴力追放県民センター	〒380-8510 長野市大字南長野字幅下692-2 県庁東庁舎内	026-235-2140
静岡県	静岡県暴力追放運動推進センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町11-1 静銀・中京銀静岡駅南ビル内	054-283-8930
富山県	富山県暴力追放運動推進センター	〒930-0005 富山市新桜町3-2	076-431-8930
石川県	石川県暴力追放運動推進センター	〒920-0962 金沢市広坂2-1-1 石川県広坂庁舎内	076-260-8930
福井県	福井県暴力追放センター	〒910-0003 福井市松本3-16-10 福井合同庁舎内	0776-28-1700
岐阜県	岐阜県暴力追放推進センター	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-1	058-277-1613
愛知県	暴力追放愛知県民会議	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-1-1 県警本部庁舎内	052-953-3000
三重県	暴力追放三重県民センター	〒514-0004 津市栄町3-222 ソシアビル内	059-229-2140
滋賀県	滋賀県暴力団追放推進センター	〒520-8501 大津市打出浜1-10 県警本部北棟内	077-525-8930
京都府	京都府暴力追放運動推進センター	〒602-8027 京都市上京区下立売通衣棚西入東立売町199-6	075-451-8930
大阪府	大阪府暴力追放推進センター	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-3-1 ターネンビルNo.2内	06-6946-8930
兵庫県	暴力団追放兵庫県民センター	〒650-8510 神戸市中央区下山手通5-4-1 県警本部庁舎内	078-362-8930
奈良県	奈良県暴力団追放県民センター	〒630-8131 奈良市大森町57-3 奈良県農協会館内	0742-24-8374
和歌山県	和歌山県暴力追放県民センター	〒640-8102 和歌山市南雑賀町64	073-422-8930
鳥取県	暴力追放鳥取県民会議	〒680-0031 鳥取市本町3-201 産業会館・鳥取商工会議所ビル内	0857-21-6413
島根県	島根県暴力追放県民センター	〒690-0887 松江市殿町2番地 島根県庁第二分庁舎内	0852-21-8938
岡山県	岡山県暴力追放運動推進センター	〒700-0985 岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル内	086-233-2140
広島県	暴力追放広島県民会議	〒730-0011 広島市中区基町10-52 県庁北館内	082-228-5050
山口県	山口県暴力追放県民会議	〒753-0072 山口市大手町2-40 県警本部別館内	083-923-8930
徳島県	徳島県暴力追放県民センター	〒770-0942 徳島市昭和町3-7 徳島酸素ビル内	088-656-0110
香川県	香川県暴力追放運動推進センター	〒760-0026 高松市磨屋町5-9 プラタ59ビル内	087-837-8889
愛媛県	愛媛県暴力追放推進センター	〒790-0808 松山市若草町7 県警本部第2庁舎内	089-932-8930
高知県	暴力追放高知県民センター	〒780-0870 高知市本町2-3-31 LSビル内	088-871-0002
福岡県	福岡県暴力追放運動推進センター	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-50 県吉塚合同庁舎内	092-651-8938
佐賀県	佐賀県暴力追放運動推進センター	〒840-0831 佐賀市松原1-1-1	0952-23-9110
長崎県	長崎県暴力追放運動推進センター	〒850-0033 長崎市万才町5-24 ヒルサイド5ビル内	095-825-0893
熊本県	熊本県暴力追放協議会	〒862-0950 熊本市水前寺6-35-4	096-382-0333
大分県	暴力追放大分県民会議	〒870-0046 大分市荷揚町5-36 県警本部庁舎別館内	097-538-4704
宮崎県	宮崎県暴力追放センター	〒880-0804 宮崎市宮田町13-16 県庁10号館内	0985-31-0893
鹿児島県	鹿児島県暴力追放運動推進センター	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-301 県公社ビル内	099-224-8601
沖縄県	暴力団追放沖縄県民会議	〒900-0029 那覇市旭町7番地 サザンプラザ海邦ビル内	098-868-0893



全国暴力追放運動推進センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-29 紀尾井町福田ビル内 ☎03-3288-2424 FAX03-3239-0267

ホームページアドレス <http://www.la.biglobe.ne.jp/boutsui/>